

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成24年5月24日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人京都府建設技能教習センター

(2) 代表者の氏名

吉岡 徹

(3) 主たる事務所の所在地

京都市南区西九条豊田町3番地 京建労会館内

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く労働者等に対して、労働現場における安全衛生の知識及び技能の付与を行うための事業を行い、職業能力の開発・向上及び安全衛生の確保に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成24年5月10日

(文化市民局地域自治推進室)